

日本漢字音における喉内鼻音韻尾の 鼻音性とその表記——清濁の対立との相関——

肥 爪 周 二

キーワード：喉内鼻音韻尾、濁音表記、法華経音、物名歌、悉曇要集記

今日のように、外来語の浸透により、様々な音節が日本語の音韻体系の中に新たに定着したと言われる時代においても、外国語の発音を仮名で忠実に表記しようとする場合、そこには幾多の困難が生じ、様々な表記の揺れが見られるものである。古代の日本人が、中国から漢字を輸入し、その発音をなんとか書きとめようとする場合にも、同様の苦労があったわけであるが、本稿では、特に喉内鼻音韻尾（ㄱ韻尾）の表記と、この音に関わるいくつかの現象から、当時の日本人によって、この外来音がどのように把握され、固有の音韻体系と関連づけられていたかを考察す

—

喉内鼻音韻尾を有する漢字は、中古音でいうと通撰・江撰・宕撰・梗撰・曾撰の諸韻に属す。これらの漢字の現在す以下のごとくである。（論述の便宜のために字音仮名遣で示す。⑦はア段音という意味である。）

【吳音】

- 通撰一等 ㊶ウ・㊷ウ・㊸
- 二等 ㊶ウ・㊷ウ・㊸・㊹ウ・㊺ユ
- 江撰二等 ㊶ウ・㊷ウ
- 宕撰一等 ㊶ウ
- 三等 ㊶ウ・㊷ヤウ
- 梗撰二等 ㊶ウ・㊷ヤウ
- 三四等 ㊶ヤウ
- 曾撰一等 ㊶ウ
- 三等 ㊶ウ・㊷ヨウ
- 【漢音】
- 通撰一等 ㊶ウ
- 三等 ㊶ウ・㊷ユ・㊸ヨウ
- 江撰二等 ㊶ウ
- 宕撰一等 ㊶ウ
- 三等 ㊶ヤウ
- 梗撰二等 ㊶ウ
- 三四等 ㊷イ
- 曾撰一等 ㊶ウ
- 三等 ㊶ヨウ

以上のように、多くの場合、喉内鼻音韻尾に対応する簡

所は「ウ」(漢音の梗撰三四等の場合は「イ」という日本語の仮名となっている)。ところが、「㊶」「㊷」「㊸」「㊹」の音形は、漢字音の音節構造を「[MVE/T]」と分析した場合、E(喉内鼻音韻尾)に二対一に対応する部分を持っていない。このような音形を、表記の観点から、喉内鼻音韻尾の「非独立表記」と呼ぶことにする。これに対して、「㊶ウ」等の音形は「独立表記」と呼びことにする。従って、右に整理したものには含まれていない、猛者(モサ)・弘徽殿(コキデン)のごとき特定の熟語に現れる「㊶」の音形も喉内鼻音韻尾の非独立表記ということになる。

二・一

さて喉内鼻音韻尾の非独立表記・独立表記のいかんに関わらず、現代の日本漢字音(唐音を除く)では、中国原音の持っていた鼻音性は一切保存されていない。しかし、古い時代(平安時代以前とされる)には、日本漢字音においても喉内鼻音韻尾は鼻音として発音されるべきものであり、

遇撰・效撰・流撰・蟹撰の陰類の諸韻の漢字と、厳然と區別されるべきものと考えられていたことは、多くの字音資料の表記や、連濁現象(特に吳音資料において、熟語の上字が喉内鼻音韻尾を持つ場合、他の鼻音韻尾を有する漢字の場合と同様に連濁が起こるが、仮名書き音形が同じであっても、陰類の場合には原則として連濁が起こらないという明らか傾向がある)などから知ることができる。

さて、その喉内鼻音韻尾の表記であるが、これが実に多種多様である。この問題については、諸先学による膨大な研究の蓄積があり当然詳しく言及すべきなのであるが、今、具体的な資料を網羅的に取り上げる余裕も準備もなく、とりあえず大雑把な見通しを立てることが本稿の目的であるので、代表的な資料、代表的な表記法のみを取り上げることにする。なお、以下にあげる字音の具体例は、すべて複製本・先学の調査報告を利用したものである。

二・二

特殊な記号を用いることなく、喉内鼻音韻尾を持つ漢字を表記する方法としては、後世も行われた通常の表記以外に、類音表記によるものと零表記によるものがある。例えば、地藏十輪経元慶七年(八八三)点では以下のように喉

内鼻音韻尾を持つ漢字の音が表記されている(私意により一部省略した)。

【類音表記】

- 整―正 梁―令 暢―長 牀―生 整―相
- 困―令 溟―名 弄―令 恚―桐 貢―宮
- 駛声―ア・ソ 乗―所

【零表記】

右の例には存疑のものも含めたが、この種の表記は他の資料にも見られるものであり、確かに喉内鼻音韻尾を持つ漢字音を、類音表記・零表記で表す方法が存在した。地藏十輪経元慶七年点には、このほかに通常のウ表記・イ表記も存在し、陰類の漢字音と表記上は同一になってしまいう場合があり、類音表記の音注の中に、実際に混同している箇所もあるが、少なくとも規範的には、喉内鼻音韻尾と陰類韻尾(母音韻尾と零韻尾を併せて、こう呼ぶことにする)とが発音され分けるべきものであったのは明白である。

ところで、零表記については、喉内鼻音韻尾が表記しがたかったため零表記とした、という説明がしばしばなされている。たしかにそれも真実の一面ではあるが、本稿で定義したところの「㊶・㊷・㊸・㊹」の喉内鼻音韻尾の

「非独立表記」と「零表記」を比較した場合、その表記方法の本質にそれほど大きな隔たりはないように思われる。

「重(チウ)」「竜(リウ)」のごとき「㉑ウ」の形をとる表記は、通常「㉑ウ」などと同列に、喉内鼻音韻尾の「ウ表記」として扱われてしまうように思うが、「㉑ウ」の「ウ」の部分は、機械的に割り当てれば、中国原音「IMVE/T」の「VE」に相当するのであり、「㉑・㉑ユ」の形と同列に扱うべきである。その延長線上で考えれば、「㉑・㉑」の形をとる典型的な「零表記」の場合も、その鼻音性は主母音の方に繰り上げられて把握されたのであり、その発音も、ア段音・オ段音の後に鼻音を加えるというよりも、ア段音・オ段音そのものに鼻音性を付加して発音するというイメージが持たれていた可能性も十分に考えられよう。それは音声的には決して不自然な把握ではないし、実際に中国の方言の中には、喉内鼻音韻尾が、主母音の鼻音化として実現しているものもある³⁾。もちろん、零表記がそのような中国原音を写したものであると主張するわけではない。

同様に、舌内鼻音韻尾・唇内鼻音韻尾を持つ漢字音の表記にも見られる「零表記」の例も、韻尾を独立した要素ではなく、主母音に属する要素、もつと踏み込んでいえば、主母音の変調と捉えていた可能性も、考慮されるべきであろう。

次可知レ>二種借字
方 ハレ 房 婆レ 経 キャレ 形 義ヤレ
(以下略)

件レ音字ニハ異也可知之
仙 セ> 善 是> 見 ケ> 現 下>
(以下略)

つまり、この原理に従うならば、喉内鼻音韻尾は「レ」、舌内鼻音韻尾は「>」、唇内鼻音韻尾は「ム」で表記され、同時に喉内鼻音韻尾は、「字」で表記される陰類韻尾と明確に区別されるのである。音義の本文は、類音字注が混ざるなど、必ずしも右の原理が貫かれていないわけではないのであるけれど、その意図は明快である。また、喉内鼻音韻尾に特殊な記号が割り当てられてはいるけれども、「件レ音字ニハ異也」とあるように、やはり陰類の漢字音と無関係な音と把握されていたわけではなく、この二種を区別するのことに特に注意が必要であったのも明らかである。つまり、通常の「ウ表記」が背後に存在して、初めて意味を持つ特殊記号であったと推定されるのである。実際、この種の喉内鼻音韻尾用の特殊記号が用いられ始めるのは、平安後期・十一世紀ごろからであり、「ウ表記」がすでに一般的であったのであるから。

以上のような見通しの下に、「㉑・㉑」のごとき「零表記」も、本稿では、喉内鼻音韻尾の「非独立表記」と捉えることにする。

次に類音表記であるが、あらゆる漢字音が一樣に類音表記されるのではなく、喉内鼻音韻尾の表記手段として、あえて類音表記が採用されることがあることは、小林芳規氏によって指摘されているところである⁴⁾。韻尾を独立させて表記しないという意味では、「非独立表記」ということになるが、この場合は、韻尾を把握の仕方までをこの表記から云々することはできないので、別枠で考える必要があるであろう。

二・三

次に特殊な記号を用いて喉内鼻音韻尾を表記する方法を見る。これには大きく分けて二通りの方法があり、一つは独立した記号を用いるもの、もう一つは仮名に補助記号を添加して鼻音韻尾であることを表示するものである。

前者として、もともと著名な資料は、承暦三年本『金光明最勝王経音義』⁵⁾であろう。この文献の冒頭に、いろは歌及び濁音の音図が載せられていることは周知のことであるが、その直後に次のような記述がある(声点は略す)。

ところが、右の表記原理をすべての喉内鼻音韻尾を持つ漢字音に適用するには、多少の困難が伴う。「レ」という独立した記号を用いるためには、前提となる通常の字音の仮名表記が「ウ」という独立した部分を持っている必要がでてくるのである。その条件にかなうのは、本稿でいうところの「独立表記」をしているものと、「非独立表記」をするものうち「㉑ウ」の形をとるものである。後者の例として、「中 チレ」「重 地レ」が実際に『金光明最勝王経音義』に見られる。「中 チユレ」「重 地ユレ」のようにはならない点からも、この音義の「レ表記」が、生の中国語の発音に基づいたものではなく、従来の「ウ表記」をベースにしたものであると考えるのが自然である。

㉑・㉑ユについては対応する長音形「㉑ウ・㉑ユウ・㉑ウ」などを用いれはすむ。古い時代にはこうした長短の違いは揺れの範囲であって、通常問題は起こらなかったようであるが、九条家本『法華経音』のように独自の字音分類を有する文献の場合には、すべての喉内鼻音韻尾を持つ漢字に特殊記号を適用しようとすると、部分的に不都合が生じることになる。

九条家本『法華経音』は、法華経所載漢字の字音を分類・掲出した直後に、次のような記述を持っている。

鼻声字 ウ 口声字 于 舌内字 レ

唇内字 ム

ところが、現存本では、この表記原理は採用されておらず、それは原本に存在したこれらの表記が失われたためと説明されることがある。しかし、原本の音注に右の表記原理が存在したという考え方には疑問を感じなくもない。

九条家本『法華経音』において、喉内鼻音韻尾を有する漢字は三種類に分類される。すなわち、「本鼻声」「末鼻声」「本唇内」の三種である。⁽⁸⁾「本鼻声」についても、そこに属すると推定される「恭・宮・空・共」などの諸字が、編纂者にとってすべて長音表記するべき語であったかどうか明確にしたいが、「本唇内」に属する漢字の扱いは、もっとやっかいである。

ここに属する漢字には、喉内鼻音韻尾を有するもの(蒙・夢)と、陰類韻尾を有するもの(無・茂・某・務・牟・貿)の両方があるが、これは吉田金彦氏の指摘するように、韻尾の混乱というよりも陰類韻尾を有する右の諸字が「[ɸ:]」のごとく発音されたため一つのグループにまとめられたのであろう。

いずれにしても、鼻声字「ウ」・口声字「于」という表記原理は、九条家本『法華経音』の字音分類原理に完全にはなじまないものである。したがって、それを誰よりもよく理解していた編纂者自身が、書きわけの原理を提示

したものの、その運用を放棄してしまった可能性も十分にあるだろう。

このほかの独立した特殊記号としては、「>・<・」などが知られているが、省略する。

二・四

もう一つの喉内鼻音韻尾の表記法として、通常の仮名表記に記号を付加して鼻音韻尾であることを表すものがある。この表記法を持つものとしてもっとも著名なものは、やはり『類聚名義抄』である。

観智院本・図書寮本ともに、和音などの喉内鼻音韻尾を表記するために、『』という記号を仮名音注に見える「ウ・イ」の右側に付している。細かに見れば例外も多いが、この記号を、喉内鼻音韻尾を持つ漢字すべてに付すことを、この辞書の編纂者は意図していたものと考えてよいであろう。

『類聚名義抄』のこの記号が、喉内鼻音韻尾の表記のみならず、濁音の表記にも用いられていることは、よく知られていることである。『類聚名義抄』の濁音表記は、このほかに濁音仮名・濁声点によることもあるが、一つの音注に同じ記号を別々の意味(濁音表記・喉内鼻音韻尾表記)

で使った例も見られる(声点は略す)。

紅	クウ	繪	ソウ	(図書寮本)
従	主ウ	強	カウ	上
瓶	ヒヤウ	形	キヤウ	(観智院本)
				盛
				謝ウ

このような表記法をとる以上、濁音表記と喉内鼻音韻尾表記とがまぎれないようにするためには、仮名音注が二字以上である必要がある。実際には、濁音表記の場合は一字の仮名にもこの記号を用いた例があるので、喉内鼻音韻尾を表記するときのみ、二字以上の仮名音注である必要があるということであり、確かに例外なくその通りになっている。そして、二字以上の仮名音注とはいっても、「④ウ」の形はあっても、「④ユ」の形は例がないので(遇撰にはある)、この原理は単純に文字数に基づいたものではなく、字音の末尾に「ウ(イ)」の仮名があるかどうかによったものであることがわかる。

濁音表記と喉内鼻音韻尾表記とに、同じ記号が用いられている理由として、「鼻音性」という音声上の共通点をあげることが多いが、それ以前の問題として、濁音や喉内鼻音韻尾の発音に、ある仮名に何らかの要素を加えて発音する、ある仮名を変調させて発音するという直感的な理解が

共通してあったことを、想定するべきであろう。『類聚名義抄』以外にも、濁音表記と喉内鼻音韻尾表記が同一である文献はいくつかあり、興聖寺本『大唐西域記』巻第十二・高山寺蔵『本命供略作法』嘉保三年点は右肩の単点をうい、仁和寺蔵『諸経要集』巻第十八は『類聚名義抄』と同様に「」を用いていることが指摘されている。⁽⁹⁾

二・五

以上のことから、平安後期・院政期の人々が、喉内鼻音韻尾を、特別な表記を用いている場合にも、通常の仮名表記を通して理解していたことが推定できる。そしてその発音も、母音の「ウ(イ)」の変化したものとして捉え、また発音していたのであると考えるのが妥当である。外国音を理解するとき、母語の発音を基本において、その変形として理解することは、現代でもごく普通に見られることである(例えば、英語の r も 1 日本語のラ行音の変形として聞き取り、発音するのが標準的な日本人であろう)。

三

二・一〜五で述べたように、喉内鼻音韻尾の発音は、通

常の仮名表記をベースに、その発音を変化させる、あるいは、何らかの要素を加えて発音するものと捉えられていたと考えられるのであるが、それは日本語にあらかじめ存在した濁音の清音に対する関係に通じるところがあつたわけである。だからこそ、『類聚名義抄』をはじめとするいくつかの文献で、喉内鼻音韻尾の表記と濁音の表記が同じ形式をとりえたのであろう。そこで、喉内鼻音韻尾と濁音の表記全般に目を向けてみると、それぞれの表記法の分類整理が、共通の枠組みで、ある程度までは可能であることに気がつく。

まず濁音の表記であるが、大きく分けて、濁音仮名によるもの、濁点・濁声点などの補助符号によるもの、清音と区別しないものの三つに分類される。これを順にレベルⅠ・レベルⅡ・レベルⅢとする。もう少し一般化するならば、レベルⅠは二つの音韻に対して全く異なる表記を与えるもの、レベルⅡは一方の音韻の表記を加工することによりもう一方の音韻を表示するもの、レベルⅢは二つの音韻を表記上区別しないものとなる。現代東京語の /k/ : /s/、/k/ : /g/、/g/ : /ɣ/ という音韻の対立に対応する表記の対立を、かりにこの三つのレベルに引き当てるならば、それぞれレベルⅠ・レベルⅡ・レベルⅢに相当することにになる。したがって、相対的にはあるが、レベルⅠは音韻

で、「㉑ウ」の形をとるものだけは、レベルⅠ・Ⅱに相当する喉内鼻音韻尾表記で、独立表記のグループと同じ扱いをされる。そこで、独立表記のグループと「㉑ウ」を併せて「長音表記」、その他のものを「短音表記」と呼ぶことにする。また、「零表記」として一括して扱ってきた「㉑」と「㉒」のうち、「㉑」は時代が下っても見られる音形であり(猛者 モサ等)、それは「零表記」の影響というよりも、オ段長音の短呼として説明されるべきであらうから、一応「㉑」と「㉒」を区別して扱っておく方がよいであらう。

以上を考慮して喉内鼻音韻尾の表記法を整理すると次のようになる。

		喉内鼻音韻尾表記法		
		類音表記		
		独立記号 (レ・くなど)		
レベルⅠ		独立記号 (レ・くなど)		
レベルⅡ		補助記号 (レ・くなど)		
レベルⅢ		㉑ウ・㉒ウ・㉑ウ ㉒イ など	㉑ウ	
		独立表記	非独立表記	
		長音表記	短音表記	

以上のように、濁音表記と喉内鼻音韻尾表記を共通の基

的に上位の対立、レベルⅡは中位の対立、レベルⅢは下位の対立として把握した表記という見通しが得られよう。もちろん表記というものは歴史の産物であり、特に濁音の表記の場合、声調の表示という他の要素も絡んでくるので、表記のレベルが、そのまま音韻の主観的レベルを反映しているわけでもないのだから、表記が逆に音韻の主観的レベルを形成するという一面があるのも事実であるので、ここで表記のレベルに基づいた整理を行うことも全く無意味ではないであらう。以上を整理して表にすると次のようになる。

		濁音表記法
レベルⅠ		濁音仮名
レベルⅡ		濁音符・濁声点
レベルⅢ		清音と区別せず

同様に喉内鼻音韻尾の表記についても整理をするが、それに先だつて、レベルⅢに相当する、特殊記号を用いない通常の表記について再整理をしておく。

本稿では、「㉑ウ・㉒ウ・㉑ウ」のような表記を、喉内鼻音韻尾の独立表記、「㉑・㉒ウ」や「㉑・㉒」のような表記を非独立表記と呼んだのであるが、非独立表記の水準で分類してみたわけだが、濁音表記・喉内鼻音韻尾表記のそれぞれが、同一文献でも複数のレベルにまたがっていることも多く、さらに、「日本語」の音である濁音の表記法と、基本的には外国語音である喉内鼻音韻尾の表記法のレベルの相関関係を見ることは、多くの場合意味のないことではあろう。しかし、あえてここまでに取り上げた文献の濁音表記法と喉内鼻音韻尾表記法のレベルを比べてみるならば、『金光明最勝王経音義』は濁音表記・喉内鼻音韻尾表記ともにレベルⅠ、『類聚名義抄』の仮名音注は、濁音表記がレベルⅠ・Ⅱ、喉内鼻音韻尾表記がレベルⅡということになる。当然のことながら、濁音表記が、常に喉内鼻音韻尾表記と同等かそれ以上のレベルの表記をとるといふ一般論は成り立たない。別の見方をすれば、このように外国語音の表記とのレベルの相関関係が一樣でないほど、日本語の表記体系における濁音表記の位置が特殊であるといふことである。

四

ここで表記以外の現象に目を転じて、清音に対する濁音、陰類韻尾に対する喉内鼻音韻尾の関係の平行性について指摘しておく。

古典和歌における掛詞では清濁の相違は許容されるとし
ばし説明されるが、実際には、狭義の掛詞から、その確
実な例を指摘するのは意外に困難である。そのようなイメ
ージが持たれるのは、狭義の掛詞からと言うよりも、広義
の掛詞、すなわち物名歌やそれに準じる歌で清濁の相違が
許容されることによるのであろう。物名歌では積極的に清
濁をたがえているのではないかと思われるほど、詠み込ま
れる言葉と歌の中の言葉とで清濁が食い違う（歌数で数え
るならば、『古今集』の物名歌五十二首中二十四首が清濁
の食い違う箇所を含んでいる）。普通、物名歌は音ではな
く文字を詠み込んだものであるから、このような清濁の不
一致が許容されるのであると説明され、確かにそうした一
面もあろうが、ハ行転呼現象が一般化する前の物名歌にま
で、その説明を適用するのは、もう少し慎重であるべきで
あろう。

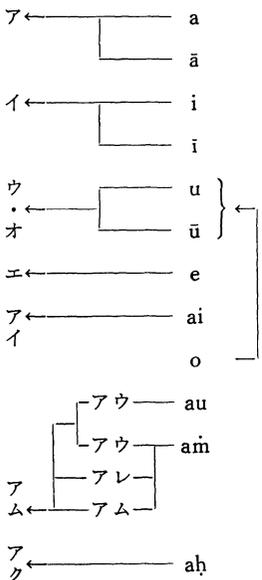
さて、物名歌に詠み込まれる言葉には、普通なら和歌に
用いられることのない漢語も含まれており、それらの中に
は、喉内鼻音韻尾を有する語もある。『古今集』では次の
三首がその例である（表記を私意によって改めた部分があ
る）。

さうび(薔薇)

貫之

我はけさうひにぞ見つる花のいろをあだなる物といふ

ナハマヤラワ順に一致する最も早い例として知られるが、
段配列の方はかなり奇妙なものであり、十分納得のいく説
明がされていなかった。その配列の原理について、以前私
見を述べたことがあるが、⁽¹⁾そこでは「ア・イ・ウ・オ・
エ・アイ・アム・アク」という序列を次のように悉曇十二
摩多と関連づけた。



詳しいことは省略するが、⁽²⁾neに対応するアウの段を欠
いている原因を、「直後にある空点の下位分類の一つであ
る喉内鼻音韻尾を持つアウ」と括され、さらに空点がアム
として整理される際に、直前のアウも同時に繰り入れられ
てしまった」と解したのである。単純な誤脱でないとする
ば、そのように解釈するのが最も音韻史的にも妥当であろ
う。前稿では、「さすれば、この場合喉内鼻音韻尾の『ウ』
は、その鼻音性を失っていたことになろうか」という曖昧
な表現で逃げてしまったのであるが、それは、悉曇学とい

べかりけり (四三六)
きちかう(桔梗)のはな 友則
あきちかう野はなりにけりしらつゆのおける草葉も色
かはりゆく (四四〇)
はくわかう(百和香) よみ人しらす
花ごとに飽かず散らしし風なればいくそばくわがうし
とかは思ふ (四六四)

右の例ではいずれも、喉内鼻音韻尾に対応する「ウ」の
部分が、歌の方で鼻音性を持たない「う」に割り振られて
いる。外国音の受容には、様々なレベルがあり得るけれど
も、当時の勅撰集の撰者のような知識人層にとっては、喉
内鼻音韻尾は鼻音性を帯びて発音されるべきものであった
だろ。つまり、物名歌においては、清濁の対立と同様に、
字音の韻尾の鼻音性の有無も、たがえて詠み込むこと
が許容されていたと考えられるのである。

五

もう一つ、清濁の対立と喉内鼻音韻尾の鼻音性の問題が
同じように扱われているものとして、寛智『悉曇要集記』
奥文に見られる音図の例をあげたい。

この音図は現行の五十音図の行配列、すなわちアカサタ

う、この問題に特に敏感な音韻理論の場で、この時期にそ
のような字音の日本化を想定するのが妥当であるのかとい
う不安があったからである。

しかし、そもそもこの音図は清濁の区別をしていないの
だから、喉内鼻音韻尾の鼻音性も同じレベルで捉え、音図
作成の際に、韻尾の鼻音性の有無も切り捨てられてしまっ
たのであると説明することも可能であらう。従って、この
音図の作成者の字音が、喉内鼻音韻尾の鼻音性を失って
たとする必要があるのではないのである。

六

以上、日本漢字音における、喉内鼻音韻尾の表記とその
音意識の問題を、清濁の問題と絡めて論じてきたのである
が、話の見通しをよくするために、切り捨ててしまった問
題がいくつかある。

本稿では、喉内鼻音韻尾の問題を、あくまで外国語音の
問題として扱ってきたが、「うめ」:「むめ」、「うま」:「む
ま」などの対立、バ行・マ行四段活用のウ音便形と撥音便
形の併存、ガ行四段活用のイ音便が連濁を起すこと、推
量の助動詞「む」の発音や表記の問題など、日本語側にも、
喉内鼻音韻尾の鼻音性と関連すると思われる現象がいくつ

かある。また、漢字音の三種の鼻音韻尾のうち、舌内鼻音韻尾・唇内鼻音韻尾の表記の問題は、本稿では一切触れていないが、表記がまだ揺れている時代の三種の鼻音韻尾の表記に、意外に類縁性がある（詳細は略す）ことを考えると、後世の漢字音を基準にして、「舌内鼻音韻尾と唇内鼻音韻尾」「喉内鼻音韻尾と陰類韻尾」の区別は難しかったが、それぞれのグループ間ではまぎれることはなかった、という予想するのは楽観的すぎよう。「判官（ハウグワン）」（舌内）「十三（ジフサウ）」（唇内）などの特定の語に用いられる慣用的な音形も気になるところである。

このような問題点があることを認めつつも、喉内鼻音韻尾の鼻音性の問題と、清濁の対立の問題が、ある種の相関性をもって把握され、それが表記などに反映することもあったということは、日本語の音韻体系の中で「濁音」の位置を考える上でも、他言語音の母語音への受け入れ方という一般的な問題を考える上でも、興味深い現象であるということ、最後にもう一度述べておきたい。

《注》

(1) 各種の文献の喉内鼻音韻尾の表記を収集・整理したものである。

として次のようなものがある。

築島 裕『興福寺本大慈恩寺三藏法師伝古点の国語学的研究』研究篇・第三章第二節第十項（一九六七）『平安時代語新論』（一九六九）『平安時代訓点本論考』（一九八六）

沼本克明『日本漢字音の歴史』（一九八六）

(2) 中田祝夫『古点本の国語学的研究』訳文篇・研究篇（一九五四）による。

(3) 張 珉『漢語方言』所収「漢語方言中鼻音韻尾の消失」（一九九二）に詳細な報告がある。

(4) 小林芳規『平安時代の平仮名文の表記様式——語の漢字表記を主として——I・II』『国語学』44・45（一九六一）

(5) 『古辞書音義集成』（汲古書院）所収の複製本による。

(6) 沼本克明「字音直読資料の長音表記の変遷——音節構造との関係——」『訓点語と訓点資料』第88輯（一九九二）同「長音表記漢語の史的背景——詩歌（シイカ）等——」『小林芳規博士退官記念国語学論集』（一九九二）

(7) 古典保存会複製本による。

(8) 林 史典「九条家本法華経音の脱落部について」『国語学』第79集（一九六九）

(9) 吉田金彦「中古日本呉音の表記史的考察——法華経単字の反切と字音をめぐって——」『静岡女子短期大学紀要』4（一九五七）

(10) 吉田金彦「訓点拾遺五題」『訓点語と訓点資料』第十一輯（一九五九）

築島 裕『平安時代訓点本論考』（一九八六）

(11) 拙稿「悉曇要集記奥文の音図をめぐって」『松村明先生喜寿記念 国語研究』（一九九三）